

第 1 号議案

神戸市区の設置等に関する条例の件

神戸市区の設置等に関する条例を次のように制定する。

平成31年 2 月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市区の設置等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の20第1項及び第2項の規定に基づき、本市の区域を分けて区を設け、区の事務所及びその出張所を置くことを定めるとともに、区の事務所及びその出張所の位置、名称及び所管区域並びに区の事務所が分掌する事務を定めるものとする。

(区の設置)

第 2 条 本市の区域を分けて区を設け、その区名及び区域は次の表のとおりとする。

区名	区域
東灘区	ア 魚崎北町 1－8 丁目，魚崎中町 1－4 丁目，魚崎西町 1－4 丁目，魚崎浜町，魚崎南町 1－8 丁目，渦森台 1－4 丁目，青木 1－6 丁目，岡本 1－9 丁目
	カ 鴨子ヶ原 1－3 丁目，北青木 1－4 丁目，甲南台，甲南町 1－5 丁目，向洋町中 1－9 丁目，向洋町西 1－6 丁目，向洋町東 1－4 丁目
	サ 住吉台，住吉浜町，住吉東町 1－5 丁目，住吉本町 1－3 丁目，住吉南町 1－5 丁目，住吉宮町 1－7 丁目，住吉山手 1－9 丁目
	タ 田中町 1－5 丁目
	チ 西岡本 1－7 丁目
	ハ 深江北町 1－5 丁目，深江浜町，深江本町 1－4 丁目，深江南町 1－5 丁目，本庄町 1－3 丁目
	マ 御影 1－3 丁目，御影石町 1－4 丁目，御影郡家 1－2 丁目，

		御影塚町 1 - 4 丁目, 御影中町 1 - 8 丁目, 御影浜町, 御影本町 1 - 8 丁目, 御影山手 1 - 6 丁目, 本山北町 1 - 6 丁目, 本山町岡本, 本山町北畑, 本山町田中, 本山町田辺, 本山町中野, 本山町野寄, 本山町森, 本山中町 1 - 4 丁目, 本山南町 1 - 9 丁目, 森北町 1 - 7 丁目, 森南町 1 - 3 丁目
灘区	ア	青谷町 1 - 4 丁目, 赤坂通 1 - 8 丁目, 赤松町 1 - 3 丁目, 天城通 1 - 8 丁目, 泉通 1 - 6 丁目, 一王山町, 岩屋, 岩屋北町 1 - 7 丁目, 岩屋中町 1 - 5 丁目, 岩屋南町, 上野, 上野通 1 - 8 丁目, 烏帽子町 1 - 3 丁目, 王子町 1 - 3 丁目, 大石, 大石北町, 大石東町 1 - 6 丁目, 大石南町 1 - 3 丁目, 大内通 1 - 6 丁目, 大月台, 大土平町 1 - 2 丁目
	カ	上河原通 1 - 4 丁目, 神ノ木通 1 - 4 丁目, 神前町 1 - 4 丁目, 岸地通 1 - 5 丁目, 記田町 1 - 5 丁目, 楠丘町 1 - 6 丁目, 国玉通 1 - 4 丁目, 倉石通 1 - 6 丁目, 高德町 1 - 6 丁目, 五毛, 五毛通 1 - 4 丁目
	サ	桜ヶ丘町, 桜口町 1 - 5 丁目, 鹿ノ下通 1 - 3 丁目, 篠原, 篠原伯母野山町 1 - 3 丁目, 篠原北町 1 - 4 丁目, 篠原台, 篠原中町 1 - 6 丁目, 篠原本町 1 - 5 丁目, 篠原南町 1 - 7 丁目, 下河原通 1 - 5 丁目, 将軍通 1 - 4 丁目, 城内通 1 - 5 丁目, 城の下通 1 - 3 丁目, 新在家北町 1 - 2 丁目, 新在家南町 1 - 5 丁目, 水車新田, 水道筋 1 - 6 丁目, 千旦通 1 - 4 丁目, 曾和町 1 - 3 丁目
	タ	高尾通 1 - 4 丁目, 高羽, 高羽町 1 - 5 丁目, 土山町, 鶴甲 1 - 5 丁目, 寺口町, 徳井町 1 - 5 丁目, 友田町 1 - 5 丁目
	チ	中郷町 1 - 5 丁目, 中原通 1 - 7 丁目, 永手町 1 - 5 丁目, 長峰台 1 - 2 丁目, 灘北通 1 - 10 丁目, 灘浜町, 灘浜東町, 灘南通 1 - 6 丁目
	ハ	畑原, 畑原通 1 - 5 丁目, 浜田町 1 - 4 丁目, 原田, 原田通 1 - 3 丁目, 稗原町 1 - 4 丁目, 日尾町 1 - 3 丁目, 琵琶町 1 -

		3丁目，備後町1－5丁目，深田町1－4丁目，福住通1－8丁目，船寺通1－6丁目
	マ	摩耶海岸通1－2丁目，摩耶山，摩耶山町，摩耶埠頭，味泥町，箕岡通1－4丁目，都通1－5丁目，宮山町1－3丁目，森後町1－3丁目
	ヤ	薬師通1－4丁目，八幡町1－4丁目，山田町1－3丁目，大和町1－5丁目，弓木町1－5丁目
	ラ	六甲山町，六甲台町，六甲町1－5丁目
中央区	ア	相生町1－5丁目，明石町，旭通1－5丁目，吾妻通1－6丁目，生田町1－4丁目，磯上通1－8丁目，磯辺通1－4丁目，伊藤町，江戸町，小野柄通1－8丁目，小野浜町
	カ	海岸通，海岸通1－6丁目，籠池通1－7丁目，加納町1－6丁目，上筒井通1－7丁目，神若通1－7丁目，北長狭通1－8丁目，北野町1－4丁目，北本町通1－6丁目，京町，楠町1－8丁目，国香通1－7丁目，雲井通1－8丁目，熊内町1－9丁目，熊内橋通1－7丁目，神戸空港，神戸港地方，御幸通1－8丁目，琴ノ緒町1－5丁目，古湊通1－2丁目
	サ	栄町通1－7丁目，坂口通1－7丁目，三宮町1－3丁目，東雲通1－6丁目，下山手通1－9丁目，新港町，神仙寺通1－4丁目，諏訪山町
	タ	大日通1－7丁目，橘通1－4丁目，多聞通1－5丁目，筒井町1－3丁目
	チ	中尾町，中島通1－5丁目，中町通2－4丁目，中山手通1－8丁目，浪花町，西町，二宮町1－4丁目，布引町1－4丁目，野崎通1－7丁目
	ハ	旗塚通1－7丁目，八幡通1－4丁目，波止場町，花隈町，浜辺通1－6丁目，播磨町，東川崎町1－7丁目，東町，日暮通1－6丁目，葺合町，再度筋町，弁天町
	マ	前町，真砂通1－2丁目，港島1－9丁目，港島中町1－8丁

		目，港島南町1－7丁目，南本町通1－6丁目，宮本通1－7丁目，元町高架通，元町通1－7丁目
	ヤ	八雲通1－6丁目，山本通1－5丁目
	ワ	若菜通1－6丁目，脇浜海岸通，脇浜海岸通1－4丁目，脇浜町1－3丁目，割塚通1－7丁目
兵庫区	ア	芦原通1－6丁目，荒田町1－4丁目，石井町1－8丁目，磯之町，今出在家町1－4丁目，入江通1－3丁目，梅元町，永沢町2－4丁目，駅前通1－5丁目，駅南通1－5丁目，会下山町1－3丁目，大井通1－3丁目，小河通1－5丁目
	カ	笠松通5－10丁目，鍛冶屋町1－2丁目，上祇園町，上沢通1－8丁目，上三条町，上庄通1－3丁目，烏原町，川崎町，神田町，菊水町1－10丁目，北逆瀬川町，北山町，切戸町，金平町1－2丁目，楠谷町，熊野町1－5丁目，御所通1－2丁目，五宮町，小松通2－6丁目，小山町
	サ	材木町，里山町，佐比江町，山王町1－2丁目，七宮町1－2丁目，島上町1－2丁目，清水町，下祇園町，下沢通1－8丁目，下三条町，新開地1－6丁目，神明町，須佐野通1－4丁目
	タ	大開通1－10丁目，大同町1－5丁目，高松町，滝山町，千鳥町1－4丁目，塚本通1－8丁目，築地町，都由乃町1－3丁目，出在家町1－2丁目，天王町1－4丁目，遠矢町1－2丁目，遠矢浜町
	チ	中之島1－2丁目，中道通1－9丁目，西上橋通1－2丁目，西橋通1－2丁目，西多聞通1－2丁目，西出町，西出町1－2丁目，西仲町，西宮内町，西柳原町
	ハ	羽坂通1－4丁目，馬場町，浜崎通，浜中町1－2丁目，浜山通1－6丁目，東尻池村，東出町1－3丁目，東柳原町，東山町1－4丁目，氷室町1－2丁目，兵庫運河，兵庫町1－2丁目，鴨越筋，鴨越町，平野町，福原町，船大工町，本町1－2

	丁目
	マ 松原通 1 - 5 丁目, 松本通 1 - 8 丁目, 三川口町 1 - 3 丁目, 御崎町 1 - 2 丁目, 御崎本町 1 - 4 丁目, 御崎村, 水木通 1 - 10 丁目, 三石通 1 - 3 丁目, 湊川町 1 - 10 丁目, 湊町 1 - 4 丁目, 湊山町, 南逆瀬川町, 南仲町, 明和通 1 - 3 丁目, 門口町
	ヤ 矢部町, 雪御所町, 夢野町 1 - 4 丁目, 吉田新田, 吉田町 1 - 3 丁目
	ワ 和田崎町 1 - 3 丁目, 和田宮通 2 - 8 丁目, 和田山通 1 - 2 丁目
北区	ア 青葉台, 赤松台 1 - 2 丁目, 有野台 1 - 9 丁目, 有野町有野, 有野町唐櫃, 有野町二郎, 有野中町 1 - 4 丁目, 有馬町, 泉台 1 - 7 丁目, 淡河町淡河, 淡河町勝雄, 淡河町北僧尾, 淡河町北畑, 淡河町木津, 淡河町行原, 淡河町神田, 淡河町中山, 淡河町野瀬, 淡河町萩原, 淡河町東畑, 淡河町神影, 淡河町南僧尾, 大池見山台, 大沢町市原, 大沢町上大沢, 大沢町神付, 大沢町簾, 大沢町中大沢, 大沢町日西原, 大原 1 - 3 丁目, 大脇台, 小倉台 1 - 7 丁目
	カ 柏尾台, 桂木 1 - 4 丁目, 鹿の子台北町 1 - 8 丁目, 鹿の子台南町 1 - 6 丁目, 唐櫃台 1 - 4 丁目, 唐櫃六甲台, 北五葉 1 - 7 丁目, 君影町 1 - 6 丁目, 京地 1 - 4 丁目, 甲栄台 1 - 5 丁目, 上津台 1 - 9 丁目, 幸陽町 1 - 3 丁目, 広陵町 1 - 6 丁目
	サ 桜森町, しあわせの村, 菖蒲が丘 1 - 3 丁目, 杉尾台 1 - 2 丁目, 鈴蘭台北町 1 - 9 丁目, 鈴蘭台西町 1 - 6 丁目, 鈴蘭台東町 1 - 9 丁目, 鈴蘭台南町 1 - 9 丁目, 星和台 1 - 7 丁目, 惣山町 1 - 5 丁目
	タ 谷上西町, 谷上東町, 谷上南町, 筑紫が丘 1 - 9 丁目, 道場町生野, 道場町日下部, 道場町塩田, 道場町道場, 道場町平田
	チ 長尾町宅原, 長尾町上津, 中里町 1 - 2 丁目, 鳴子 1 - 3 丁目, 西大池 1 - 2 丁目, 西山 1 - 2 丁目

	ハ	八多町上小名田，八多町下小名田，八多町附物，八多町中，八多町西畑，八多町屏風，八多町深谷，八多町柳谷，八多町吉尾，花山台，花山中尾台1－3丁目，花山東町，東有野台1－5丁目，東大池1－3丁目，日の峰1－5丁目，ひよどり台1－5丁目，ひよどり北町1－3丁目，ひよどり台南町1－4丁目，藤原台北町1－7丁目，藤原台中町1－8丁目，藤原台南町1－5丁目
	マ	松が枝町1－3丁目，松宮台1－2丁目，緑町1－8丁目，南五葉1－6丁目
	ヤ	山田町藍那，山田町小河，山田町小部，山田町上谷上，山田町坂本，山田町下谷上，山田町衝原，山田町中，山田町西下，山田町原野，山田町東下，山田町福地，山田町与左衛門新田
	ワ	若葉台1－4丁目
長田区	ア	池田上町，池田丘町，池田経町，池田塩町，池田新町，池田惣町，池田谷町2丁目，池田寺町，池田広町，池田宮町，一番町1－5丁目，一里山町，鶯町1－4丁目，腕塚町1－10丁目，梅ヶ香町1－2丁目，大谷町1－3丁目，大塚町1－9丁目，大橋町1－10丁目，大道通1－5丁目，重池町1－2丁目，御屋敷通1－6丁目
	カ	海運町2－8丁目，神楽町1－6丁目，片山町1－5丁目，上池田1－6丁目，苧藻島町1－3丁目，苧藻通1－7丁目，川西通1－5丁目，北町1－3丁目，久保町1－10丁目，源平町，五位ノ池町1－4丁目，高東町1－3丁目，五番町1－8丁目，駒栄町1－4丁目，駒ヶ林町1－6丁目，駒ヶ林南町
	サ	三番町1－5丁目，鹿松町1－3丁目，庄田町1－4丁目，庄山町1－4丁目，菅原通1－7丁目
	タ	大日丘町1－3丁目，大丸町1－3丁目，高取山町，高取山町1－2丁目，滝谷町1－3丁目，長者町，寺池町1－3丁目，戸崎通1－3丁目

	ナ	長尾町 1 - 2 丁目, 長田町 1 - 9 丁目, 長田天神町 1 - 7 丁目, 長楽町 2 - 7 丁目, 名倉町 1 - 5 丁目, 七番町, 浪松町 2 - 6 丁目, 西尻池町 1 - 5 丁目, 西代通 1 - 4 丁目, 西丸山町 1 - 3 丁目, 西山町 1 - 4 丁目, 二番町 1 - 4 丁目, 野田町 4 - 9 丁目
	ハ	萩乃町 1 - 3 丁目, 蓮池町, 蓮宮通 1 - 6 丁目, 花山町 1 - 2 丁目, 浜添通 1 - 8 丁目, 林山町, 東尻池新町, 東尻池町 1 - 10 丁目, 東丸山町, 檜川町 1 - 3 丁目, 雲雀ヶ丘 1 - 3 丁目, 日吉町 1 - 6 丁目, 二葉町 1 - 10 丁目, 平和台町 1 - 3 丁目, 房王寺町 1 - 7 丁目, 細田町 1 - 7 丁目, 堀切町, 本庄町 2 - 8 丁目
	マ	前原町 1 - 2 丁目, 松野通 1 - 4 丁目, 真野町, 丸山町 1 - 4 丁目, 御蔵通 1 - 7 丁目, 水笠通 1 - 6 丁目, 南駒栄町, 御船通 1 - 5 丁目, 宮丘町 1 - 2 丁目, 宮川町 1 - 9 丁目, 明泉寺町 1 - 3 丁目
	ヤ	山下町 1 - 4 丁目, 四番町 1 - 8 丁目
	ラ	六番町 1 - 8 丁目
	ワ	若松町 1 - 11 丁目
須磨区	ア	青葉町 1 - 4 丁目, 磯馴町 1 - 6 丁目, 板宿, 板宿町 1 - 3 丁目, 一ノ谷町 1 - 5 丁目, 稲葉町 1 - 7 丁目, 永楽町 1 - 3 丁目, 戒町 1 - 6 丁目, 大池町 1 - 5 丁目, 大田町 1 - 8 丁目, 大手, 大手町 1 - 9 丁目, 奥山畑町
	カ	神の谷 1 - 7 丁目, 上細沢町, 川上町 1 - 3 丁目, 菊池町 1 - 2 丁目, 北落合 1 - 6 丁目, 北町 1 - 3 丁目, 衣掛町 1 - 5 丁目, 車, 小寺町 1 - 4 丁目, 権現町 1 - 3 丁目
	サ	桜木町 1 - 3 丁目, 桜の杜 1 - 2 丁目, 潮見台町 1 - 5 丁目, 清水台, 白川, 白川台 1 - 7 丁目, 神撫町 1 - 5 丁目, 菅の台 1 - 7 丁目, 須磨浦通 1 - 6 丁目, 須磨寺町 1 - 5 丁目, 須磨本町 1 - 2 丁目, 関守町 1 - 3 丁目, 禅昌寺町 1 - 2 丁目, 外

	浜町 1 - 4 丁目
夕	大黒町 1 - 5 丁目, 多井畑, 多井畑東町, 多井畑南町, 高尾台 1 - 3 丁目, 高倉台 1 - 8 丁目, 高倉町 1 - 2 丁目, 鷹取町 1 - 4 丁目, 千歳町 1 - 4 丁目, 千守町 1 - 2 丁目, 月見山町 1 - 3 丁目, 月見山本町 1 - 2 丁目, 寺田町 1 - 3 丁目, 天神町 1 - 5 丁目, 道正台 1 丁目, 常盤町 1 - 4 丁目, 飛松町 1 - 5 丁目, 戸政町 1 - 4 丁目, 友が丘 1 - 9 丁目
ナ	中落合 1 - 4 丁目, 中島町 1 - 3 丁目, 西落合 1 - 7 丁目, 西須磨
ハ	東落合 1 - 3 丁目, 東白川台 1 - 5 丁目, 東須磨, 東町 1 - 4 丁目, 平田町 1 - 5 丁目, 古川町 1 - 4 丁目, 宝田町 1 - 3 丁目, 堀池町 1 - 2 丁目
マ	前池町 1 - 6 丁目, 松風町 3 - 7 丁目, 水野町, 緑が丘 1 - 2 丁目, 緑台, 南落合 1 - 4 丁目, 南町 1 - 3 丁目, 行幸町 1 - 4 丁目, 明神町 1 - 5 丁目, 妙法寺, 村雨町 3 - 6 丁目
ヤ	弥栄台 1 - 5 丁目, 行平町 1 - 3 丁目, 養老町 1 - 3 丁目, 横尾 1 - 9 丁目
ラ	離宮西町 1 - 2 丁目, 離宮前町 1 - 2 丁目, 竜が台 1 - 7 丁目
ワ	若木町 1 - 4 丁目, 若草町 1 - 3 丁目, 若宮町 1 - 3 丁目
垂水区	ア 青山台 1 - 8 丁目, 朝谷町, 旭が丘 1 - 3 丁目, 泉が丘 1 - 5 丁目, 歌敷山 1 - 4 丁目, 王居殿 1 - 3 丁目, 大町 1 - 5 丁目, 乙木 1 - 3 丁目
	カ 海岸通, 霞ヶ丘 1 - 7 丁目, 上高丸 1 - 3 丁目, 狩口台 1 - 7 丁目, 川原 1 - 5 丁目, 神田町, 北舞子 1 - 4 丁目, 陸ノ町, 向陽 1 - 3 丁目, 五色山 1 - 8 丁目, 小束台, 小束台東, 小束山 1 - 7 丁目, 小束山手 1 - 3 丁目, 小束山本町 1 - 4 丁目, 御霊町
	サ 坂上 1 - 5 丁目, 潮見が丘 1 - 2 丁目, 塩屋北町 1 - 4 丁目, 塩屋台 1 - 3 丁目, 塩屋町, 塩屋町 1 - 9 丁目, 清水が丘 1 -



	3丁目，清水通，下畑町，松風台1－2丁目，城が山1－5丁目，神陵台1－9丁目，神和台1－3丁目，清玄町，星陵台1－8丁目
夕	高丸1－8丁目，多聞台1－5丁目，多聞町，千鳥が丘1－3丁目，千代が丘1－2丁目，つつじが丘1－7丁目，天ノ下町
ナ	仲田1－3丁目，中道1－6丁目，西垂水町，西舞子1－9丁目，西脇1－2丁目，野田通
ハ	馬場通，東垂水1－3丁目，東垂水町，東舞子町，日向1－2丁目，平磯1－4丁目，福田1－5丁目，星が丘1－3丁目，本多聞1－7丁目
マ	舞子坂1－4丁目，舞子台1－8丁目，舞子陵，舞多聞西1－8丁目，舞多聞東1－3丁目，学が丘1－7丁目，瑞ヶ丘，瑞穂通，南多聞台1－8丁目，美山台1－3丁目，宮本町，名谷町，桃山台1－7丁目
ヤ	山手1－8丁目
西区	ア 秋葉台1－3丁目，曙町，天が岡，伊川谷町有瀬，伊川谷町井吹，伊川谷町上脇，伊川谷町小寺，伊川谷町潤和，伊川谷町前開，伊川谷町長坂，伊川谷町布施畑，伊川谷町別府，池上1－5丁目，井吹台北町1－5丁目，井吹台西町1－8丁目，井吹台東町1－7丁目，今寺，岩岡町岩岡，岩岡町印路，岩岡町西脇，岩岡町野中，岩岡町古郷，枝吉1－5丁目，王塚台1－7丁目，大沢1－2丁目，大津和1－3丁目，押部谷町押部，押部谷町木津，押部谷町近江，押部谷町木見，押部谷町木幡，押部谷町細田，押部谷町栄，押部谷町高和，押部谷町西盛，押部谷町福住，押部谷町養田，押部谷町和田
	カ 学園西町1－8丁目，学園東町1－9丁目，檜野台1－6丁目，春日台1－9丁目，上新地1－3丁目，狩場台1－5丁目，神出町五百蔵，神出町池田，神出町北，神出町古神，神出町小束野，神出町田井，神出町東，神出町広谷，神出町宝勢，

	神出町南，神出町紫合，神出町勝成，北別府 1－5 丁目，北山台 1－3 丁目，糺台 1－6 丁目，小山 1－3 丁目
サ	桜が丘中町 1－6 丁目，桜が丘西町 1－6 丁目，桜が丘東町 1－6 丁目，白水 1－3 丁目，前開南町 1－2 丁目
タ	高雄台，高塚台 1－7 丁目，竹の台 1－6 丁目，玉津町居住，玉津町今津，玉津町上池，玉津町高津橋，玉津町小山，玉津町新方，玉津町田中，玉津町出合，玉津町西河原，玉津町二ツ屋，玉津町丸塚，玉津町水谷，玉津町森友，玉津町吉田，月が丘 1－7 丁目，天王山
チ	中野 1－2 丁目，長畑町
ハ	櫛谷町池谷，櫛谷町菅野，櫛谷町谷口，櫛谷町寺谷，櫛谷町栃木，櫛谷町友清，櫛谷町長谷，櫛谷町福谷，櫛谷町松本，平野町印路，平野町大野，平野町大畑，平野町堅田，平野町黒田，平野町慶明，平野町繁田，平野町芝崎，平野町下村，平野町常本，平野町中津，平野町西戸田，平野町福中，平野町宮前，平野町向井，福吉台 1－2 丁目，富士見が丘 1－5 丁目，二ツ屋 1－2 丁目
マ	丸塚 1－2 丁目，美賀多台 1－9 丁目，水谷 1－3 丁目，見津が丘 1－7 丁目，南別府 1－5 丁目，美穂が丘 1－5 丁目，宮下 1－3 丁目，室谷 1－2 丁目，持子 1－3 丁目，森友 1－5 丁目
ラ	竜が岡 1－5 丁目
ワ	和井取

(区の事務所の位置，名称及び所管区域等)

第 3 条 区の事務所の位置，名称及び所管区域は，次の表のとおりとする。

区名	名称	位置	所管区域
東灘区	東灘区役所	神戸市東灘区住吉東町 5 丁目 2 番 1 号	東灘区

灘区	灘区役所	神戸市灘区桜口町4丁目2番1号	灘区
中央区	中央区役所	神戸市中央区雲井通5丁目1番1号	中央区
兵庫区	兵庫区役所	神戸市兵庫区荒田町1丁目21番1号	兵庫区
北区	北区役所	神戸市北区鈴蘭台北町1丁目9番1号	北区（北神区役所の所管区域を除く。）
	北神区役所	神戸市北区藤原台中町1丁目2番1号	北区のうち次に掲げる区域 赤松台1－2丁目，有野台1－9丁目，有野町有野，有野町唐櫃，有野町二郎，有野中町1－4丁目，有馬町，淡河町淡河，淡河町勝雄，淡河町北僧尾，淡河町北畑，淡河町木津，淡河町行原，淡河町神田，淡河町中山，淡河町野瀬，淡河町萩原，淡河町東畑，淡河町神影，淡河町南僧尾，大沢町市原，大沢町上大沢，大沢町神付，大沢町簾，大沢町中大沢，大沢町日西原，鹿の子台北町1－8丁目，鹿の子台南町1－6丁目，唐櫃台1－4丁目，唐櫃六甲台，京地1－4丁目，上津台1－9丁目，菖蒲が丘1－3丁目，道場町生野，道場町日下部，道場町塩田，道場町道場，道場町平田，長尾町宅原，長尾町上津，

			西山 1 - 2 丁目，八多町上小名田，八多町下小名田，八多町附物，八多町中，八多町西畑，八多町屏風，八多町深谷，八多町柳谷，八多町吉尾，東有野台 1 - 5 丁目，東大池 1 - 3 丁目，藤原台北町 1 - 7 丁目，藤原台中町 1 - 8 丁目，藤原台南町 1 - 5 丁目
長田区	長田区役所	神戸市長田区北町 3 丁目 4 番地の 3	長田区
須磨区	須磨区役所	神戸市須磨区大黒町 4 丁目 1 番 1 号	須磨区
垂水区	垂水区役所	神戸市垂水区日向 1 丁目 5 番 1 号	垂水区
西区	西区役所	神戸市西区玉津町小山字川端 180 番地の 3	西区

2 区の事務所が分掌する事務は，次のとおりとする。

- (1) 区の住民生活に関する事項
- (2) 区の安全で安心なまちづくりに関する事項
- (3) 区の社会福祉，社会保障及び保健衛生に関する事項
- (4) 区の子供の育成等に関する事項

3 前項の規定の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

(区の事務所の出張所の位置，名称及び所管区域)

第 4 条 須磨区役所に支所を置き，その位置，名称及び所管区域は次の表のとおりとする。

名称	位置	所管区域
須磨区役所	神戸市須磨区	神の谷 1 - 7 丁目，北落合 1 - 6 丁目，車，桜の杜 1 - 2 丁目，清水台，白川，白川台 1 - 7
北須磨支所	中落合 2 丁目	

	2 番 5 号	丁目，菅の台 1－7 丁目，多井畑（渋人谷上，渋人谷下，地獄谷，東山ノ上），道正台 1 丁目，友が丘 1－9 丁目，中落合 1－4 丁目，西落合 1－7 丁目，東落合 1－3 丁目，東白川台 1－5 丁目，緑が丘 1－2 丁目，緑台，南落合 1－4 丁目，妙法寺（アチ口，円満林（2 番地の 1－2 番地の 251，6 番地の 2－6 番地の 42），檜原，口ノ川，兀山（1 番地－6 番地の 6），三ツ滝を除く。），弥栄台 1－5 丁目，横尾 1－9 丁目，竜が台 1－7 丁目，若草町 1－3 丁目
--	---------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備考 所管区域の地番については，平成31年 1 月 1 日現在のものである。

第 5 条 西区役所に出張所を置き，その位置，名称及び所管区域は，次の表のとおりとする。

名称	位置	所管区域
西区役所 西神中央 出張所	神戸市西区 糺台 5 丁目 6 番地の 1	井吹台北町 1－5 丁目，井吹台西町 1－8 丁目，井吹台東町 1－7 丁目，檜野台 1－6 丁目，狩場台 1－5 丁目，糺台 1－6 丁目，竹の台 1－6 丁目，櫛谷町池谷，櫛谷町菅野，櫛谷町谷口，櫛谷町寺谷，櫛谷町栃木，櫛谷町友清，櫛谷町長谷，櫛谷町福谷，櫛谷町松本，春日台 1－9 丁目，平野町印路，平野町大野，平野町大畑，平野町堅田，平野町黒田，平野町慶明，平野町繁田，平野町芝崎，平野町下村，平野町常本，平野町中津，平野町西戸田，平野町福中，平野町宮前，平野町向井，美賀多台 1－9 丁目

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は，平成31年 4 月 1 日から施行する。

（区設置条例等の廃止）

第2条 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 神戸市区設置条例（昭和23年1月条例第1号）

(2) 神戸市区の事務所の名称，位置及び所管区域等に関する条例（昭和25年3月条例第164号）

(3) 神戸市区役所支所及び出張所設置条例（平成29年3月条例第47号）

（市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

第3条 神戸市市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年10月条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「神戸市区役所支所及び出張所設置条例（平成29年3月条例第47号）」を「神戸市区の設置等に関する条例（平成31年 月条例第 号）」に，「北区役所北神支所」を「北神区役所」に，「北神支所の所管区域」を「単に「北神区役所の所管区域」」に改め，同項第3号中「北神支所」を「北神区役所」に改める。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第4条 神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年1月条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条中「区役所総務部保険年金医療課（）」の次に「北神区役所市民課及び」を加える。

第6条中「区役所保健福祉部（）」の次に「北神区役所保健福祉課及び」を加える。

（市税条例の一部改正）

第5条 神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）の一部を次のように改正する。

第61条第1項中「（北区役所北神支所を除く。）」を削る。

## 理 由

北神区役所を設置するに当たり，条例を制定する必要があるため。

(参考 1)

神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

第4条 略

2 前項の費用弁償の額は、次の各号に掲げる議員の居住地の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 灘区、中央区、兵庫区及び長田区 日額  
3,000円

(2) 東灘区、北区（神戸市区役所支所及び出張所設置条例（平成29年3月条例第47号）に規定する北区役所北神支所の所管区域（次号において「北神支所の所管区域」という。）を除く。）及び須磨区 日額4,000円

(3) 北区（北神支所の所管区域に限る。）、垂水区及び西区 日額5,000円

神戸市区の設置等に関する

条例（平成31年 月条例第 号）

北神区役所

単に「北神区役所の所管区域」

北神区役所

(参考 2)

神戸市職員の特種勤務手当に関する条例 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(現 行)

(国民健康保険料徴収業務手当)

第5条 国民健康保険料徴収業務手当は、区役所  
総務部保険年金医療課(\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_区役所支所市民課を含む。)に勤務する職員で  
国民健康保険料の滞納徴収のための納付交渉業  
務のうち規則で定める業務に従事するものに対  
して支給し、その額は、日額200円とする。

(ケースワーク業務手当)

第6条 ケースワーク業務手当は、保健福祉局生  
活福祉部保護課更生センター、障害福祉部障害  
者福祉センター若しくは保健所保健センター、  
こども家庭局こども企画育成部総合療育センタ  
ー若しくはこども家庭センター又は区役所保健  
福祉部(\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_区役所支  
所保健福祉課を含む。以下同じ。)に勤務する職  
員で要保護者等の生活扶助、医療扶助等のケー  
スワーク業務に勤務公署外において従事するも  
の又は区役所保健福祉部生活支援課に勤務する  
職員で専ら生活保護を申請する者等との面接業  
務に従事するものに対して支給し、その額は、  
日額300円とする。

(改 正 案)

北神区役所市民課及

び

北神区役所保健福祉課及び



(参考 3)

神戸市市税条例 ぬきがき

(\_\_\_\_は, 改正部分を示す。)

(現 行)

(審査申出書の提出等)

第61条 審査申出書は, 審査の申出に係る固定資産が所在する区を所管する市税事務所又は区役所支所(北区役所北神支所を除く。)を經由して, 審査委員会に提出することができる。

2 略

(改 正 案)

---